

令和 6 年度 介護サービス事業者一般監査提出資料

自主点検表 (介護予防支援) 令和6年度版

指導監査を行う 施設名及び所在地			
法人名			
法人本部のある 施設名及び所在地			
記入者	職名	氏名	
連絡先	電話番号	FAX番号	eメール
記入年月日	令和	年	月 日

川越市福祉部指導監査課
 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
 (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表の作成について

- 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等実地指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。
- 2 実施方法
 - (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
 - (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
 - (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
 - (4) 「はい・いいえ」等の判定については、ブルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。
 - (5) 「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。
 - (6) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」と記入してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平26条例80	川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月19日川越市条例第80号）
平18厚労令37	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）
基準通知	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003、老老発0331016厚生省老健局振興・老人保健課長連名通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平18厚労告129	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）
平27厚労告93	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年3月23日厚生労働省告示第93号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
留意事項通知	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第1 基本方針			
1 基本方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 (3) 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者（「介護予防サービス事業者等」といいます。）に不当に偏することのないよう公正中立に行われていますか。 (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。 (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 (6) 介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について 介護予防支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第2条 (平18厚労令37第1条の2) 平26条例80第2条第2項 平26条例80第2条第3項 平26条例80第2条第4項 平26条例80第2条第5項 (平18厚労令37第1条の2第5項) 平26条例80第2条第6項 (平18厚労令37第1条の2第6項) 基準通知第2・3(1)
第2 人員に関する基準			
1 用語の定義	○ 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいうものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（「母性健康管理措置」といいます。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に関する制度に準ずる措置又は育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ○ 「専らその職務に従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。		基準通知第2・2(3)
2 基本的事項（労働時間の管理）	従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか（①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は、「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります）。		労働基準法第109条 労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（H29年1月29日付け基発0120第3号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
3 従業者の員数	① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、 <u>3年間</u> 保存しなければなりません。（経過措置後は5年間）		
	(1) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置いていますか。 ※ 介護予防支援に関する知識を有する職員は、次のとおりです。 ① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等3年以上従事した社会福祉主事 ※ 担当職員は、前述の要件を満たす者であれば、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務をしても差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第4条第1項 基準通知第2・2
	(2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に介護支援専門員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置していますか。 ※ 当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えありません。 ※ 基準第2条第1項において、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、1以上の員数の担当職員を置かなければならないこととされていますが、介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があることを示しています。 なお、基準においては、配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していませんが、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要があります。 また、担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければなりません。 ※ 基準第2条第2項において、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととされていますが、上記に準じて取り扱うものとします。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第4条第2項 基準通知第2・2 基準通知第2・2(1)① 基準通知第2・2(1)②
	(3) 介護支援専門員は介護支援専門員証の交付を受けていますか。 ※ 介護支援専門員証の有効期間は5年です。介護支援専門員証の有効期間を更新するには、更新に必要な研修を受講し、有効期間の更新申請を行うことが必要です。	はい・いいえ・該当なし	法第7条第5項 法第69条の7 法第69条の8
4 管理者	(1) 指定介護予防支援事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	平18条例80第5条第1項 (平18厚労令37第3条第1項)
	(2) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が(1)の規定により置く管理者は専らその職務に従事していますか。 ※ 指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所その他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとします。 ※ 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在	はい・いいえ・該当なし	平18条例80第5条第2項 (平18厚労令37第3条第2項) 基準通知第2・2(2)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。 (3) 指定居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者が置く(1)の管理者は、主任介護支援専門員としていますか。 ※ 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を(1)に規定する管理者とすることができます。 (4) (3)の管理者は、専らその職務に従事する者ですか。 ※ 次に掲げる場合は、この限りでない。 ①管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ②管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） ※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければなりません。当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととされています。この場合、他の事業所とは、必ずしも指定介護予防サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものです。 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務して、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護予防支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平18条例80第5条第3項 (平18厚労令37第3条第3項) 平18条例80第5条第4項 (平18厚労令37第3条第4項) 基準通知第2・2(2)②
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 担当職員の勤務の体制 ③ 秘密の保持 ④ 事故発生時の対応 ⑤ 苦情処理の体制 等 ※ 当該同意については、利用者及び介護予防支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 (2) 介護予防支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護介護予防サービス計画が基準第1条の2の基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 ※ 指定介護予防支援について利用者の主体的な参加が重要であり、介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければなりません。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。 (3) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第6条第1項 (平18厚令37第4条第1項) 基準通知第2・3(2) 平26条例80第6条第2項 (平18厚令37第4条第2項) 基準通知第2・3(2) 平26条例80第6条第3項 (平18厚労令37第4条第3項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 ※ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。 指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものです。なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。		基準通知第2・3(2)
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 利用申込者が他の介護予防支援事業者にも併せて介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合 等	はい・いいえ	平26条例80第7条 (平18厚労令37第5条) 基準通知第2・3(3)
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第8条 (平18厚労令37第6条)
4 受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平26条例80第9条 (平18厚労令37第7条)
5 要支援認定の申請に係る援助	(1) 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 (2) サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (3) 要支援認定の更新の申請が、遅くとも要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ	平26条例80第10条第1項 (平18厚労令37第8条第1項) 平26条例80第10条第2項 (平18厚労令37第8条第2項) 平26条例80第10条第3項 (平18厚労令37第8条第3項)
6 身分を証する書類の携行	事業所の担当職員に身分を証する書類(担当職員証)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	平26条例80第11条 (平18厚労令37第9条)
7 利用料等の受領	(1) 介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が代理受領される場合を除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定介護予防支援事業者を支払われる場合(以下「代理受領がなされる場合」という。)の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないように、償還払いの場合の指定介護予防支援の利用料の額と介護予防サービス計画費の額(要するに、代理受領がなされる場合の指定介護予防支援に係る費用の額)との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨です。。 (2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平26条例80第12条第1項 (平18厚労令37第10条第1項) 基準通知第2・3(6)① 平26条例80第12条第2項 (平18厚労令37第10条第2項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防支援を行う場合の交通費の支払いを利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものです。 (3) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、(2)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、(3)の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。 (4) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。		基準通知第2・3(6)② 平26条例80第12条第3項 (平18厚労令37第10条第3項) 基準通知第2・3(6)③ 法58条第7項 (準用法第41条第8項)
8 保険給付の請求のための証明書の交付	提供した指定介護予防支援について「7利用料等の受領」の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第13条 (平18厚労令37第11条)
9 指定介護予防支援の業務の委託	地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、介護予防支援の一部を委託する場合は、以下の事項を遵守していますか。 ① 中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 ② 適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ③ 指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 ④ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、指定介護予防支援事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第14条 (平18厚労令37第12条)
10 法定代理受領サービスに係る報告	(1) 毎月、市町村(審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出していますか。 (2) 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会)に対して提出していますか。	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし	平26条例80第15条第1項 (平18厚労令37第13条) 平26条例80第15条第2項 (平18厚労令37第13条第2項)
11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第16条 (平18厚労令37第14条)
12 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第17条 (平18厚労令37第15条)
13 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者に「運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第18条 (平18厚労令37第16条) 平26条例80第18条第2項 (平18厚労令37第16条第2項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 指定介護予防支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定介護予防支援の提供を行うため、当該指定介護予防支援事業所の担当職員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一体的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要があります。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業員の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。		基準通知第2・3(12)
14 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項 ※ ②の「職員」については、担当職員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第2条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。 ※ ④の「指定介護予防支援の提供方法及び内容」については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 ※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて介護予防支援が行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑥の「虐待の防止のための措置」については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。	はい・いいえ	平26条例80第19条 （平18厚労令37第17条）
15 勤務体制の確保	(1) 利用者に対し適切な介護予防支援を提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ※ 当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の担当職員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。 (2) 事業所ごとに、当該事業所の担当職員に介護予防支援の業務を担当させていますか。 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りではありません。 (3) 担当職員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 特に、介護支援専門員実務研修終了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければなりません。 (4) 適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第20条第1項 （平18厚労令37第18条第1項） 基準通知第2・3(14)① 平26条例80第20条第2項 （平18厚労令37第18条第2項） 平26条例80第20条第3項 （平18厚労令37第18条第3項） 基準通知第2・3(14)② 平26条例80第20条第4項 （平18厚労令37第18条第4項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。		基準通知第2・3(14)③
16 業務継続計画の策定等	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ○「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。 (2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。 ※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、介護予防支援の提供を継続的に	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第20条の2第1項 (平18厚労令37第18条の2) 平26条例80第20条の2第2項 平26条例80第20条の2第3項 基準通知第2・3(15)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、担当職員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。利用者がサービス利用を継続する上で、介護予防支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第19条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		基準通知第2・3(15)② 基準通知第2・3(15)③ 基準通知第2・3(15)④
17 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 指定介護予防支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業（指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定居宅介護支援事業）の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えありません。 ※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。 ※ 他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。	はい・いいえ	平26条例80第21条 （平18厚労令37第19条） 基準通知第2・3(16)① 基準通知第2・3(16)② 基準通知第2・3(16)③

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
18 従業者の健康管理	担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例80第22条 (平18厚労令37第20条)
19 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当者等に周知していますか。 ○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 (3) 事業所において、担当職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（「感染対策担当者」といいます。）を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 感染対策委員会は、介護予防支援事業所の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいです。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市介護保険課等の関係機関との連携、報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第22条の2第1号 (平18厚労令37第20条の2) 平26条例80第22条の2第2号 平26条例80第22条の2第3号 基準通知第2・3(17)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	担当職員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
20 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に代えることができます。 ○ 令和7年4月1日から指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。 ※ 当該指定介護予防支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定していますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいいます。なお、指定介護予防支援事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ハ 指定介護予防支援事業者が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができます。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も基準第21条第1項に規定する書面掲示を行う必要がありますが、これを同条第2項や基準第33条第1項の規定に基づく措置に代えることができます。 ※ （重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護予防支援事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。	はい・いいえ	平26条例80第23条第1項 （平18厚労令37第21条） 平26条例80第23条第2項 平26条例80第23条第3項 基準通知第2・3(18)①
21 秘密保持	(1) 担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 (2) 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第24条第1項 （平18厚労令37第22条第1項） 平26条例80第24条第2項 （平18厚労令37第22条第2項） 基準通知第2・3(19)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																											
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意については、介護予防支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることです。 (4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。	はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第24条第3項 (平18厚労令37第22条第3項) 基準通知第2・3(19)③ 個人情報保護法 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス																											
	<table><tr><td rowspan="5">安全管理措置</td><td>☐</td><td>規定の整備 (規定の名称：)</td></tr><tr><td>☐</td><td>組織体制の整備</td></tr><tr><td>☐</td><td>研修の実施</td></tr><tr><td>☐</td><td>その他 ()</td></tr><tr><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">第三者提供に係る記録の方法</td><td>☐</td><td>その都度記録を作成</td></tr><tr><td>☐</td><td>一括して記録を作成</td></tr><tr><td>☐</td><td>その他 ()</td></tr><tr><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">苦情対応窓口の有無</td><td>☐</td><td>有 (部署名：)</td></tr><tr><td>☐</td><td></td></tr><tr><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	安全管理措置	☐	規定の整備 (規定の名称：)	☐	組織体制の整備	☐	研修の実施	☐	その他 ()	☐		第三者提供に係る記録の方法	☐	その都度記録を作成	☐	一括して記録を作成	☐	その他 ()	☐		苦情対応窓口の有無	☐	有 (部署名：)	☐		☐	無		
安全管理措置	☐		規定の整備 (規定の名称：)																											
	☐		組織体制の整備																											
	☐		研修の実施																											
	☐		その他 ()																											
	☐																													
第三者提供に係る記録の方法	☐	その都度記録を作成																												
	☐	一括して記録を作成																												
	☐	その他 ()																												
	☐																													
苦情対応窓口の有無	☐	有 (部署名：)																												
	☐																													
	☐	無																												
	※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。） ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ4（2）」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ※ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ※ 用語の定義 ・ 個人情報・・・ 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの																													

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	・ 個人データ・・・ 個人情報データベース等を構成する個人情報 ・ 要配慮個人情報・・・ 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
22 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	はい・いいえ	平26条例80第25条 (平18厚労令37第23条)
23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	(1) 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 ※ 事業者又は管理者が、同一法人系列の事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の事業者の利用を妨げることを指すものです。また、担当職員は、介護予防支援費の加算を得るために解決すべき課題に則さないサービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはなりません。 (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 (3) 介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい・いいえ	平26条例80第26条第1項 (平18厚労令37第24条第1項)
	(2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	はい・いいえ	平26条例80第26条第2項 (平18厚労令37第24条第2項)
	(3) 介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい・いいえ	平26条例80第26条第3項 (平18厚労令37第24条第3項)
24 苦情処理	(1) 自ら提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 ※ 介護予防支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。 (2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 (3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。 (5) 自ら介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 (6) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例80第27条第1項 (平18厚労令37第25条第1項) 基準通知第2・3(21)①
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第2項 (平18厚労令37第25条第2項) 基準通知第2・3(21)②
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第3項 (平18厚労令37第25条第3項)
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第4項 (平18厚労令37第25条第4項)
	(5) 自ら介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第5項 (平18厚労令37第25条第5項)
	(6) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第6項 (平18厚労令37第25条第6項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
25 事故発生時の対応	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 ※ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しなければなりません。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、基準通知第2・3(18)①に準じます。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第27条第7項 (平18厚労令37第25条第7項) 基準通知第2・3(21)④
	(1) 利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第28条第1項 (平18厚労令37第26条第1項) 基準通知第2・3(22)①
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、2年間保存しなければなりません。なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第28条第2項 (平18厚労令37第26条第2項) 基準通知第2・3(22)
	(3) 利用者に対する介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、もしくは賠償資力を有することが望まれます。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第28条第3項 (平18厚労令37第26条第3項) 基準通知第2・3(22)②、③
26 高齢者虐待の防止	(1) 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ※ 「介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知していますか。 ○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。	はい・いいえ	平26条例80第28条の2第1号
	(4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	4平26条例80第28条の2第2号
	(5) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい・いいえ	4平26条例80第28条の2第3号
	(6) (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 次に掲げる観点から指定介護予防支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止	はい・いいえ	4平26条例80第28条の2第4号 基準通知第2・3(24)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	介護予防支援事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 介護予防支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、介護予防支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」といいます。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針 介護予防支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		基準通知第2・3(24)① 基準通知第2・3(24)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護予防支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしす。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護予防支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えありません。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 介護予防支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。		基準通知第2・3(24)③ 基準通知第2・3(24)④
27 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第29条（平18厚労令37第27条） 基準通知第2・3(23)
28 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 下記①～⑤に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ① 条例第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳 イ 介護予防サービス計画 ロ アセスメントの結果の記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ 評価の結果の記録 ホ モニタリングの結果の記録 ③ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第17条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。	はい・いいえ はい・いいえ	平26条例80第30条第1項（平18厚労令37第28条第1項） 平26条例80第30条第2項（平18厚労令37第28条第2項） 基準通知第2・3(25)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
29 介護予防支援の 基本取扱方針	(1) 介護予防支援は、介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。	はい・いいえ	平26条例80第31条第1項 (平18厚労令37第29条)
	(2) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。	はい・いいえ	平26条例80第31条第2項 (平18厚労令37第29条第2項)
	(3) 自ら提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平26条例80第31条第3項 (平18厚労令37第29条第3項)
30 介護予防支援の 具体的取扱方針	(1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第1号 (平18厚労令37第30条第1号)
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第2号 (平18厚労令37第30条第2号)
	(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者 ー2 等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第2の2号 (平18厚労令37第30条第2の2号)
	(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の ー3 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第2の3号 (平18厚労令37第30条第2の3号)
	※ (2)-2、(2)-3は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 基準省令第28 条第2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存してください。		基準通知第2・4(1)③
	(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第3号 (平18厚労令37第30条第3号)
	(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第4号 (平18厚労令37第30条第4号)
	(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第5号 (平18厚労令37第30条第5号)
	※ 担当職員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければなりません。 特定の居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。 また、例えば集合住宅等において、特定の指定介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりません。介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業者のみを介護予防サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。		基準通知第2・4(1)⑥

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとの利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。 ※ 課題分析で把握する項目 イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理 ※ 介護予防サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため担当職員は、介護予防サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。	はい・いいえ	平26条例80第32条第6号 (平18厚労令37第30条第6号)
	(7) 担当職員は、解決すべき課題の把握（「アセスメント」といいます。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 ※ アセスメントに当たっては、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。 ※ 当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は、2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平26条例80第32条第7号 (平18厚労令37第30条第7号)
	(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容、その期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	平26条例80第32条第8号 (平18厚労令37第30条第8号)
	(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいいます。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由があるある場合については、照会等により専門的見地からの意見を求めれば差し支えありませんが、この場合も状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。 ※ やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができます。ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、以下のような場合が想定されます。 ① 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を勘案して必要と認める場合 ② 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 ③ 介護予防サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合 ※ 利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（「利用者等」といいます。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平26条例80第32条第9号 (平18厚労令37第30条第9号)
			基準通知第2・4(1)⑦
			基準通知第2・4(1)⑧
			基準通知第2・4(1)⑨
			基準通知第2・4(1)⑩

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 ※ 介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、介護予防サービス計画原案を作成しなければなりません。 ※ 介護予防サービス計画の原案とは、介護予防サービス・支援計画書（「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振第0331009号厚労省老健局振興課長通知）に示す標準様式）を指します。	はい・いいえ	平26条例80第32条第10号 （平18厚労令37第30条第10号） 基準通知第2・4(1)⑩
	(11) 介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付していますか。 ※ 介護予防サービス計画は、2年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	平26条例80第32条第11号 （平18厚労令37第30条第11号） 基準通知第2・4(1)⑪
	(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第76条第2号に規定する訪問介護計画をいう）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 ※ 介護予防サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。 ※ 担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、介護予防サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。 ※ サービス担当国会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当国会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当国会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。	はい・いいえ	平26条例80第32条第12号 （平18厚労令37第30条第12号） 基準通知第2・4(1)⑫
	(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。 ※ 利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には円滑に連絡が行われる体制を整備する必要があります。	はい・いいえ	平26条例80第32条第13号 （平18厚労令37第30条第13号） 基準通知第2・4(1)⑬
	(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 ※ 担当職員は、設定された目標との関係を踏まえつつ、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。	はい・いいえ	平26条例80第32条第14号 （平18厚労令37第30条第14号） 基準通知第2・4(1)⑭
	(15) 介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。 ※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。このため、指定介護予防支援の提供に当たり、例えば、 ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・ 薬の服用を拒絶している ・ 使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・ 口臭や口腔内出血がある	はい・いいえ	平26条例80第32条第14号の2 （平18厚労令37第30条第14号の2） 基準通知第2・4(1)⑮

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある ・ 食事量や食事回数に変化がある ・ 下痢や便秘が続いている ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況 の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。		
(16) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価していますか。		はい・いいえ	平26条例80第32条第15号 (平18厚労令37第30条第15号)
(17) 担当職員は、利用者についての継続的なアセスメントを含む実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。		はい・いいえ	平26条例80第32条第16号 (平18厚労令37第30条第16号)
イ	少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接すること		
ロ	イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このロにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。		
ハ	サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。		
ニ	利用者の居宅を訪問しない月（ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。		
ホ	少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること		
※	担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者と面接を行うことが必要です。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととします。 ただし、基準第30条第16号ロ（1）及び（2）の要件を満たしている場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間のうち、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。また、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要があります。		基準通知第2・4(1)⑩

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2期間に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されていません。 ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要です。 ・介護者の状況の変化が無いこと。 ・住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む） ・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができることが必要です。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えありません。 ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があります。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要です。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、国が定めた「情報連携シート」を参考にしてください。 ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会等も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要です。 ※ 利用者宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行うことが必要です。 ※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれません。 ※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 ※ モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければなりません。		
(18) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合 ロ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 ※ やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や介護予防サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等です。 ※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、2年間保存しなければなりません。 また、上記担当者からの意見により、介護予防サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存についても同様です。	はい・いいえ	平26条例80第32条第17号 （平18厚労令37第30条第17号）
(19) 担当職員は、(3)から(14)までの規定について、介護予防サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。		はい・いいえ	基準通知第2・4(1)⑯ 平26条例80第32条第18号 （平18厚労令37第30条第18号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 担当職員は、介護予防サービス計画を変更する際には、原則として基準第30条第3号から第12号までに規定された介護予防サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。 なお、利用者の希望による「軽微な変更」（例えば、サービス提供日時の変更等で、担当職員が基準第30条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。		基準通知第2・4 (1) ㉑
	(20) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 ※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第19号 (平18厚労令37第30条第19号) 基準通知第2・4(1) ㉑
	(21) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 ※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第20号 (平18厚労令37第30条第20号) 基準通知第2・4(1) ㉑
	(22) 担当職員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。 ※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。 担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第21号 (平18厚労令37第30条第21号) 基準通知第2・4(1) ㉑
	(23) (22)の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 ※ 利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。 なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第21号の2 (平18厚労令37第30条第21号の2) 基準通知第2・4(1) ㉑
	(24) 介護支援専門員は、介護予防計画に利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認していますか。 ※ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第22号 (平18厚労令37第30条第22号) 基準通知第2・4(1) ㉑
	(25) 担当職員は、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあって主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されている場合は、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第22号 (平18厚労令37第30条第22号)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 (27) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。 (28) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。 ※ 福祉用具貸与・福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 このため、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。 さらに、対象福祉用具を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第30条第5号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。 なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。 (上記は貸与及び販売に関する事項であるため、(29)においても同様です。) なお、介護予防福祉用具貸与については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。 ※ 介護予防福祉用具貸与については以下の項目について留意してください。 ア 担当職員は、要支援1の利用者（以下「軽度者」といいます。）の介護予防サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省令第94号）第31号のイで定める状態像の者（注1）であることを確認するため、当該軽度者の調査票（注2）について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。 ただし、当該軽度者がこれらの結果を担当職員へ提示することにより、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。 ※ 平成27年厚生省告示第94号 第31号のイ 注1 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1) 車いす及び車いす付属品（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第23号 (平18厚労令37第30条第23号) 平26条例80第32条第24号 (平18厚労令37第30条第24号) 平26条例80第32条第24号 (平18厚労令37第30条第24号) 基準通知第2・4(1)㉔ 平27厚労告94第31号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 (4) 認知症老人徘徊感知機器（次のいずれにも該当する者） (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く)（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (6) 自動排泄処理装置（次のいずれにも該当する者） (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者 注2：「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票 イ 担当職員は、当該軽度者の調査票の写しを介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。 ウ 担当職員は、当該軽度者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年老計第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）第二の11(2)①ウの判断方法（注3）による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i）から iii）までのいずれかに該当する者について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、担当職員は、介護予防福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。 注3「算定の可否の判断方法」 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（平成27年厚生省告示第94号）第31号のイに該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象） ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化） iii) 重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）		
	(29) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第25号 （平18厚労令37第30条第25号）
	(30) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第26号 （平18厚労令37第30条第26号）
	(31) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第27号 （平18厚労令37第30条第27号）
	(32) 介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第28号 （平18厚労令37第30条第28号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
31 電磁的記録等	(33) 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、法115条の30の2第1項の規定により、市から情報提供を求められた場合には、その求めに応じていますか。 ※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、市町村長に対し、情報提供を行うことを義務付けるものです。 また、提供を行う情報については、以下に掲げる事項のうち、市町村長に求められた情報を提供するものです。 ・ 介護予防サービス計画の実施状況 ・ 基本チェックリスト ・ 利用者基本情報 ・ 介護予防支援経過記録 ・ サービス担当者会議の開催等の状況 ・ 介護予防支援に係る評価 ・ その他市町村長が必要と認める事項	はい・いいえ・該当なし	平26条例80第32条第29号 (平18厚労令37第30条第29号) 基準通知第2・4(1)㉗
	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。 ※ 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されているもの又は想定されているもの（資格証や被保険者証は除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。 ※ ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとしてください。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によるものとしてください。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第33条第1項において電磁的記録により行うことができるものとされているものは、①及び②に準じた方法によるものとしてください。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 (2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。 ※ 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができます。 ※ ① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定（“1 内容及び手続の説明及び同意”）に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平26条例80第35条 (平18厚労令37第33条第1項) 基準通知第2・6(1) 平26条例80第35条第2項 (平18厚労令37第33条第2項) 基準通知第2・6(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ④ その他、基準第33条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第4 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚労省告示第93号の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定していますか。 (2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 (3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平18厚労告129第1号
2 介護予防支援費	(1) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している事業者について、所定単位数を算定していますか。 介護予防支援費（Ⅰ） 1月につき 442単位 (2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している事業者について、所定単位数を算定していますか。 介護予防支援費（Ⅱ） 1月につき 472単位 ※ 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については算定できません。	はい・いいえ	平18厚労告129別表イ注1
3 高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定介護予防支援等基準第26条の2に規定する基準に適合していること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、介護予防支援基準第26条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。	はい・いいえ	平18厚労告129別表イ注3
4 業務継続計画未策定減算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ	平18厚労告129別表イ注4

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定介護予防支援等基準第18条の2第1項に規定する基準に適合していること。 ※ 業務継続計画未策定減算については、指定介護予防支援等基準第18条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとなります。 ※ なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。		平27厚労告95第129の5号 留意事項通知第2・11(2)
5 初回加算	(1) 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、介護予防支援を行った場合について、1月につき300単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告129別表ロ
6 委託連携加算	(1) 指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該居宅介護支援事業所に提供し、当該居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として、300単位を加算していますか。 ※ 当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告129別表ハ 留意事項通知第2・11(5)
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等	(1) 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定介護予防支援事業に関するものに限る） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	はい・いいえ・該当なし	法第115条の25第1項 施行規則第140条の37第1項 法第115条の25第2項
第6 その他			
1 介護サービス情報の公開	(1) 指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	はい・いいえ・該当なし	法第115条の35第1項 施行規則第140条の43、44、45
2 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 (届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ④ ①～③以外の事業者・・・埼玉県知事	はい・いいえ	法第115条の32第1項、第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満・整備届出事項 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 (2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 (3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ⇒ 行っている具体的な取組 (例) にチェックを入れるとともに、⑤については、その内容を御記入ください。 ① ☐ 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② ☐ 内部通報、事故報告に対応している ③ ☐ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ ☐ 法令遵守規程を整備している ⑤ ☐ その他（ ） (4) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 (5) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	